

(火)~ 12/10 (木)



- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転等の根絶

三重県・三重県交通対策協議会



令和2年「年末の交通安全県民運動」

子どもと高齢者の交通事故防止

交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者と、次代を担う子どものかけがえのない命を、道路における 危険から守ることが重要であり、社会全体で交通事故から守りましょう。

特に、視認性が低下し、重大事故の多発が懸念される夕暮れ時と夜間の交通事故を防止しましょう。 高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等を理解して安全運転を心掛けましょう。

「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」 10月1日~12月31日

推進事項

- ○夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯 (自動車、オートバイ、自転車)
- ○反射材の着用推進(歩行者、自転車利用者)



横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーは横断歩行者の有無に注意して、横断歩道における歩行者 優先を徹底し、歩行者は付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を利用 する等して、交通事故を防止しましょう。



シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



令和元年中の県内における交通死亡事故では、自動車乗車中の交通事故死者29人のうち、17人がシートベルトを着用していませんでした。(うち12人はシートベルトを着用していれば、助かったと推定されています。)

万が一、事故に遭ったときの被害を軽減させるためにも、全ての座席でシート ベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシートの着用が義務付けられています。



飲酒運転等の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす条例」により、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診義務が課せられています。県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って社会全体で飲酒運転を根絶させましょう。

また、悪質で危険な妨害運転(いわゆる「あおり運転」)を根絶させましょう。



○12月1日は、

「三重県飲酒運転Oをめざす推進運動の日」です。

○「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。





